

社会福祉法および社会福祉法関連法規を遵守するための

評議員会・理事会の運営のながれとポイント

(R7.2月作成版)

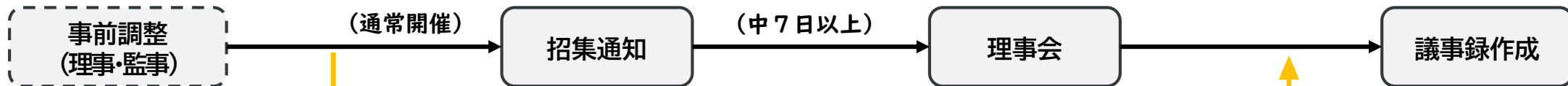


久留米市 地域福祉課
指導監査チーム

目次

01. 理事会の開催手順
02. 評議員会の開催手順
03. 定時評議員会での役員等の一斉改選までの流れ
04. 評議員会・理事会等と、評議員選任・解任委員会の牽制関係
05. 評議員、役員の報酬に関する注意点

1. 理事会の開催手順



(調整が必要と考えられる事項)

- ・理事の日程調整
- ・監事の日程調整
- ・議題の調整
- ・決議の省略で行うか 等

以下の点には、特に注意するつば。

- **理事会**を、**理事や監事が欠席**することや、**監事が1人も出席しない**状況で開催することは、理事や監事のガバナンス上の役割の重要性を考えると、**好ましくない**。
- 理事会の**招集通知発出日**と**理事会開催日**は、**中7日以上**あけることが必要。



(通常開催)

招集通知

(中7日以上)

理事会

議事録作成

(チェックポイント)

- ☑ 開催日まで中7日(参照確認)以上あいているか
- ※招集通知は、理事と監事全員の同意があれば招集通知の省略可能。ただし、同意を書面やメール等で残すこと

(チェックポイント)

- ☑ 議案につき特別の利害関係を有する者がいないことを確認したか
- ☑ 定足数、議決数は足りているか
- ☑ 評議員会の決議が必要な事項(定款変更、役員の選任等)や評議員の選任を理事会だけで決めていないか

(チェックポイント)

- ☑ 決議に関する各理事の賛否について正確に記録されているか
- ☑ 議事録署名人の署名又は記名押印があるか
- ※決議の省略の場合も、議事録の作成は必須

(決議の省略)

決議の省略の提案

決議の省略の成立

(チェックポイント)

- ☑ 定款に、理事会の決議を、「決議の省略」で行えることが規定されているか
- ☑ 提案書に、何を決議するかが明記されているか
- ☑ 議題を判断するための、十分な資料を添付したか
- ☑ 特別の利害関係を有する理事の有無を確認しているか

(チェックポイント)

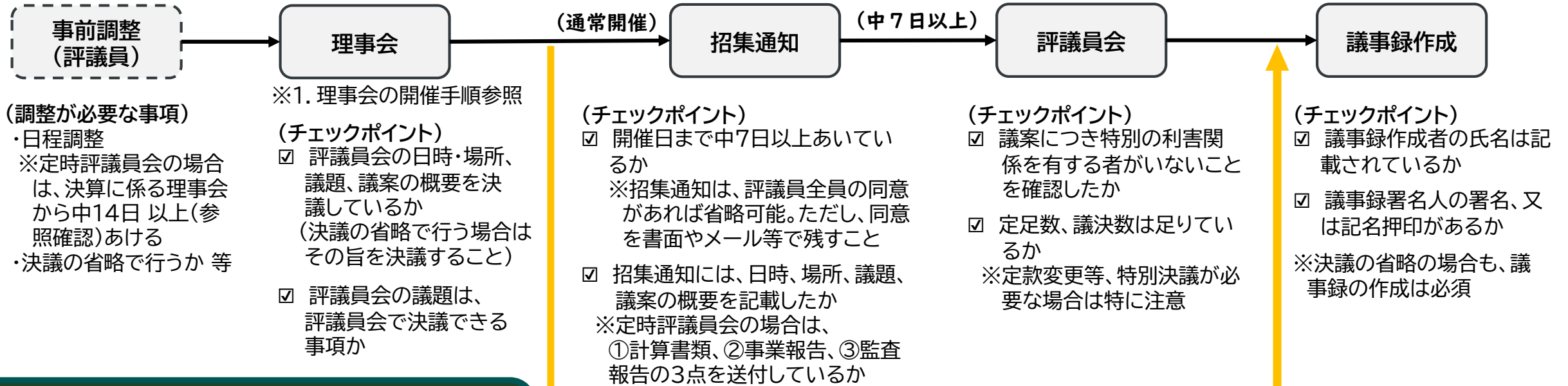
- ☑ 理事全員の同意書があるか(提案者含む)
- ☑ 監事全員の同意書があるか
- ※決議の省略の成立は、全員の同意が揃った時点である。
- ※提案者の理事の同意書も忘れずに取得すること。

【参考】

「中7日」の場合は、招集通知を発送してから8日目以降に会議が開催できる。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2. 評議員会の開催手順



■ 評議員会を開催するには、理事会で、①開催日時・場所、②議題、③議案の概要の3点を決議し、招集通知に記載することが必要。

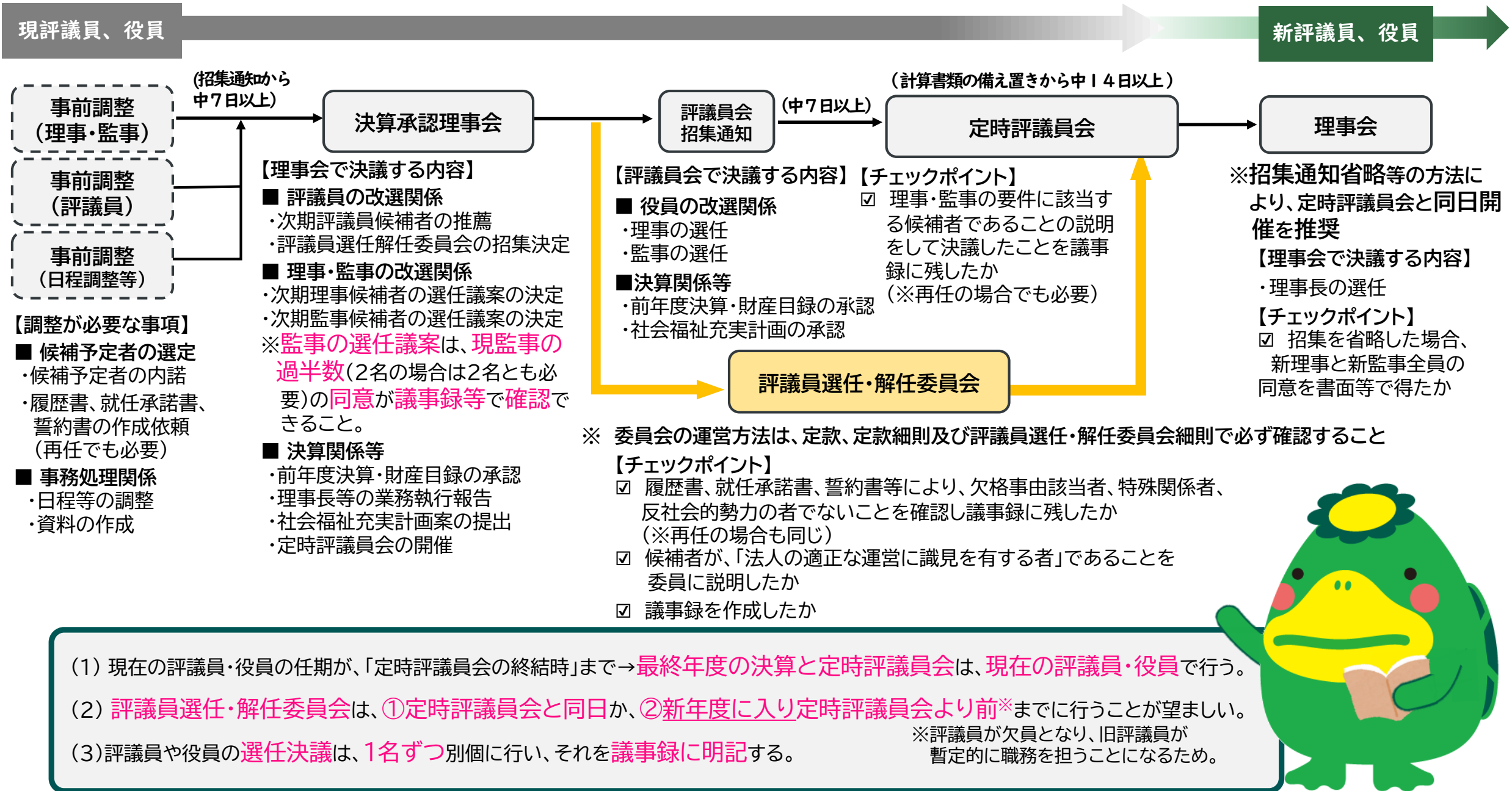
■ 評議員会が決議できる事項は、法令及び定款に定める事項に限られる。



(参照:中14日とは)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

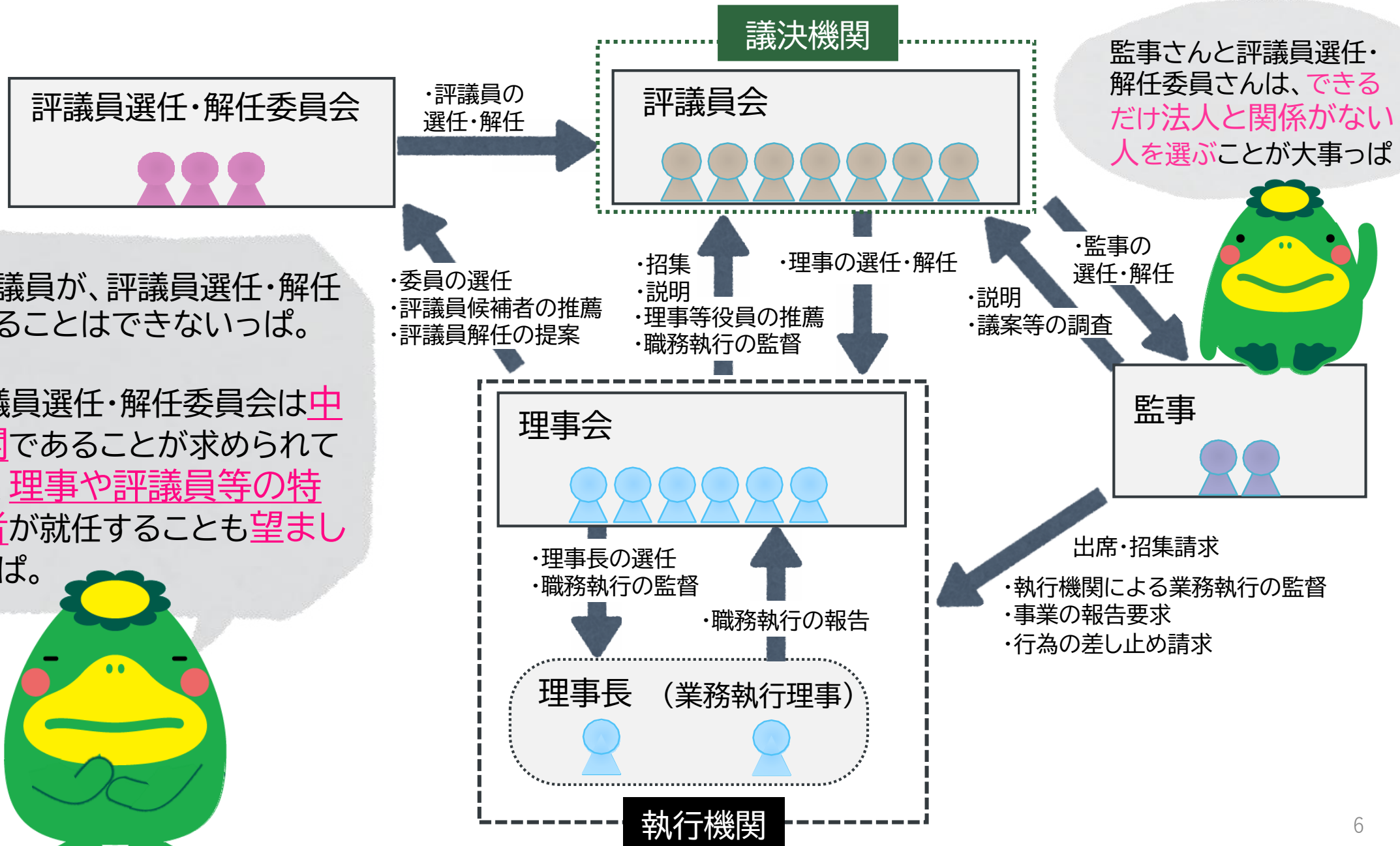
3. 定時評議員会での役員等の一斉改選までの流れ



- (1) 現在の評議員・役員任期が、「定時評議員会の終結時」まで → 最終年度の決算と定時評議員会は、現在の評議員・役員で行う。
- (2) 評議員選任・解任委員会は、①定時評議員会と同日か、②新年度に入り定時評議員会より前※までに行うことが望ましい。
※評議員が欠員となり、旧評議員が暫定的に職務を担うことになるため。
- (3) 評議員や役員選任決議は、1名ずつ別個に行い、それを議事録に明記する。



4. 評議員会・理事会等と、評議員選任・解任委員会の牽制関係



5. 評議員、役員報酬に関する注意点

1 報酬額や支給基準の定め方

■ 評議員・役員報酬を定めるにあたって、考慮すべき事情等(要:評議員会の承認)

- ①民間事業者の役員報酬(当該法人と同等の収益規模の事業者が望ましい)
- ②従業員の給与
- ③法人の経営状況

■ 報酬額^{※1}や支給基準^{※2}が適当であることについて、どのような検討を行ったのかを含め、法人に説明責任が課されている。このため、適切な検討を行うこと、及びその検討を行った時の議事録や会議資料を適切に残すことも重要。

※1…監事の報酬額は、報酬総額のみを決定しているときは具体的な配分を監事の協議で定めること ※2…支給基準には**法定事項**を定めること

評議員や役員報酬を決めるときは、根拠を明確にして、慎重に決めるつば



2 交通費について

- 交通費は、実費相当額を支払う場合に限り、報酬には含まれない。
- 「〇〇円支給する」のように、一律の金額で支払い、実費相当額によらないときは、「報酬」として定めること。

- ①勤務形態(常勤・非常勤等)に応じた区分
- ②算定方法(どのような過程を経てその額が算定されたかを対外的に説明できる基準)
- ③支給の時期・手段
- ④支給の形態

3 報酬に関する定めの変更の手順

